

鳥取県告示第494号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成23年8月30日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
医療法人よろず医院	医療法人よろず医院	鳥取市美萩野一丁目118-4	平成23年8月18日	介護予防居宅療養管理指導、介護予防訪問看護
株式会社わかば	わかばの家訪問入浴サービスセンター	鳥取市千代水一丁目118	平成23年8月19日	介護予防訪問入浴介護